二　予防、治療及び診断に関する生物学的製剤の生物学的検査及び検定（エンドトキシン試験に係る部分に限る。）並びにこれらに必要な科学的調査及び研究を行うこと。

三　予防、治療及び診断に関する生物学的製剤（抗毒素製剤に限る。）の生物学的検査、検定及び試験的製造並びにこれらの医薬品の生物学的検査及び検定に必要な標準品の製造並びにこれらに必要な科学的調査及び研究を行うこと（他部の所掌に属するものを除く。）。

（実地疫学研究センターの所掌事務）

第六百三条の五　実地疫学研究センターは、感染症その他の特定疾病の予防衛生に関し、実地疫学調査及び研究並びに講習を行うことをつかさどる。

（管理部の所掌事務）

第六百二十六条　管理部は、次に掲げる事務（国立光明寮、国立保養所及び国立福祉型障害児入所施設の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一～五　（略）

六　医療に関する安全管理及び感染症防止対策に関すること。

七　（略）

（医事管理課の所掌事務）

第六百三十一条　医事管理課は、国立障害者リハビリテーションセンターの所掌事務のうち、次に掲げるものをつかさどる。

一～三　（略）

四　医療に関する安全管理及び感染症防止対策に関すること。

（健康福祉部の所掌事務）

第七百七条　健康福祉部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十　（略）

十一　エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）その他の法令に関する厚生労働省が所管する事業（職業紹介事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業を除く。）の発達、改善及び調整に関すること（これらの事業の監督に関することに限る。）。

十二～八十三　（略）

（健康福祉課の所掌事務）

第七百十二条　健康福祉課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・一の二　（略）

二　エネルギーの使用の合理化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、中小企業等経営強化法その他の法令に関する厚生労働省が所管する事業（職業紹介事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業を除く。）の発達、改善及び調整に関すること（これらの事業の監督に関することに限る。）。

三～二十六　（略）

（新設）

（管理部の所掌事務）

第六百二十六条　管理部は、次に掲げる事務（国立光明寮、国立保養所及び国立福祉型障害児入所施設の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一～五　（略）

（新設）

六　（略）

（医事管理課の所掌事務）

第六百三十一条　医事管理課は、国立障害者リハビリテーションセンターの所掌事務のうち、次に掲げるものをつかさどる。

一～三　（略）

（新設）

（健康福祉部の所掌事務）

第七百七条　健康福祉部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十　（略）

十一　エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）その他の法令に関する厚生労働省が所管する事業（職業紹介事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業を除く。）の発達、改善及び調整に関すること（これらの事業の監督に関することに限る。）。

十二～八十三　（略）

（健康福祉課の所掌事務）

第七百十二条　健康福祉課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・一の二　（略）

二　エネルギーの使用の合理化に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、中小企業等経営強化法その他の法令に関する厚生労働省が所管する事業（職業紹介事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業を除く。）の発達、改善及び調整に関すること（これらの事業の監督に関することに限る。）。

三～二十六　（略）